

公表第15号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市議会議長、久留米市長及び久留米市農業委員会会長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年 9月17日

| | |
|----------|---------|
| 久留米市監査委員 | 田 中 俊 博 |
| 久留米市監査委員 | 埴 秀 二 |
| 久留米市監査委員 | 秋 吉 政 敏 |
| 久留米市監査委員 | 塚 本 篤 行 |

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成25年度

部局名：議会事務局

| 指摘事項等 | | | 措置状況 | |
|-------|------|---------|--|------------------------------------|
| 指摘事項 | 財務監査 | 現金取扱い事務 | 出納員に任命されている者に対し、その身分を証明する証票（出納員証）が交付されていないものがある。 | ご指摘の点につきまして、直ちに出納員証を交付いたしました。 |
| 指摘事項 | 財務監査 | 交際費事務 | 交際費の支出において、支出何と支払証明書の金額が一致しないものがある。 | 支払証明書に記入した金額が誤っており、正しい金額に修正いたしました。 |

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成25年度

部局名：農業委員会事務局

| 指摘事項等 | | | 措置状況 |
|-------|------|---|--|
| 指摘事項 | 財務監査 | 交際費事務 先進地視察のための土産代について、購入より後に、会長交際費支出何いの決裁が行われているものがある。 | 事務手続きについて、適切な処理を徹底いたします。 |
| 意見 | 財務監査 | 旅費支給事務 食事が提供される会合等へ参加負担金がある場合について、旅費に関する規定上、必要となる減額調整がなされていないものがある。 また、食事等に関する公費負担については、市民から誤解等を招くことのないよう留意する必要があるので、支出の妥当性について十分に検討されたい。 | 旅費に関する規程を十分に理解するとともに、ご指摘の件につきましては、旅費の戻入処理を行いました。 また、食事等に関する公費負担につきましては、市民からの誤解等を招くことが無いよう、今後支出を行わないことといたしました。 |